2　法第十五条第一項の規定により旅行業又は旅行業者代理業の全部の譲渡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業譲渡届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　事業を譲り受けた者の氏名又は商号若しくは名称及び住所

四　（略）

3　法第十五条第一項の規定により分割による旅行業又は旅行業者代理業の全部の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業分割承継届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　事業を分割により承継した法人の商号又は名称及び所在地

四　（略）

（法人の合併による消滅等の届出）

第三十九条　法第十五条第二項の規定により旅行業者等たる法人の合併による消滅の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した法人消滅届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一　氏名又は商号若しくは名称及び住所

二・三　（略）

四　合併後存続する法人又は合併により設立した法人の商号又は名称及び所在地

五　（略）

（死亡の届出）

第四十条　法第十五条第三項の規定により旅行業者等の死亡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅行業者等死亡届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一　氏名又は商号若しくは名称及び住所

二・三　（略）

（手数料）

第四十一条　令第四条第一項から第三項までに規定する手数料は、それぞれ更新登録申請書、旅行業務取扱管理者試験受験願書又は旅程管理研修受講申請書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六条の三第一項の更新の登録、法第十一条の三第一項の試験の受験又は法第十二条の二十七第一項の研修の受講の申請をする場合において、当該申請を行つたことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

2　法第六十九条第九項の規定により前項の手数料を旅行業協会に納付する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該旅行業協会の試験事務規程に定めるところによる。

3　（略）

第二節　旅行サービス手配業

（新規登録の申請手続）

第四十二条　法第二十三条の規定による旅行サービス手配業の登録（以下この節において「新規登録」という。）の申請をしようとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、第十七号様式による新規登録申請書を提出しなければならない。

2　法第十五条第一項の規定により旅行業又は旅行業者代理業の全部の譲渡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業譲渡届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　事業を譲り受けた者の氏名又は名称及び住所

四　（略）

3　法第十五条第一項の規定により分割による旅行業又は旅行業者代理業の全部の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業分割承継届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　事業を分割により承継した法人の名称及び所在地

四　（略）

（法人の合併による消滅等の届出）

第三十九条　法第十五条第二項の規定により旅行業者等たる法人の合併による消滅の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した法人消滅届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二・三　（略）

四　合併後存続する法人又は合併により設立した法人の名称及び所在地

五　（略）

（死亡の届出）

第四十条　法第十五条第三項の規定により旅行業者等の死亡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅行業者等死亡届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二・三　（略）

（手数料）

第四十一条　旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）第四条に規定する手数料は、それぞれ更新登録申請書、旅行業務取扱管理者試験受験願書又は旅程管理研修受講申請書に収入印紙をはつて納めなければならない。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第六条の三第一項の更新の登録、法第十一条の三第一項の試験の受験又は法第十二条の二十七第一項の研修の受講の申請をする場合において、当該申請を行つたことにより得られた納付情報により納めるときは、現金をもつてすることができる。

2　法第二十五条の二第九項の規定により前項の手数料を旅行業協会に納付する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該旅行業協会の試験事務規程に定めるところによる。

3　（略）

（新設）

（新設）